

大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則（平成三十年二月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いう。」の下に、「特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。）」を加える。

第三条から第五条までを削る。

第六条第一項中「第十六条第二項」を「第十二条第二項」に、「第五号様式」を「第一号様式」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第五号」を「第十二条第二項第五号」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等）

第四条 法第三十七条第二項に規定する申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請書（第二号様式）とする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（第三号様式）を提出することにより行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、雨水浸透阻害行為変更協議書（第二号様式）を提出することにより行わなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更（法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。（標識の様式）

第五条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第三十八条第三項に規定する標識 第四号様式
- 二 法第四十五条第一項に規定する標識 第五号様式

第七条中「条例第十九条第二項」を「法第四十二条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第一号様式から第四号様式までを削る。

第五号様式中「~~第6号様式~~」を「~~第3号様式~~」に、「~~第16号様式~~」を「~~第12号様式~~」に改め、同様式を第一号様式とし、同様式の次に次の四様式を加える。

第2号様式（第4条関係）

許可申請
雨水浸透阻害行為変更 書
協議

第37条第1項 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、 第37条第4項において準用する同法第35条	
の許可を受けた 許可を申請 雨水浸透阻害行為 事項の変更について します。 について協議が成立した 協議	
年 月 日	
奈良県知事 殿	
申請者（協議者） 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話	
1 変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為をする土地の区域の位置、区域及び規模（法第31条第1項第1号） 2 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画（法第31条第1項第2号） 3 対策工事の計画（法第31条第1項第3号） 4 上記2の工事の着手予定日（変更後 年 月 日） 5 上記2の工事の完了予定日（変更後 年 月 日） 6 上記3の工事の着手予定日（変更後 年 月 日） 7 上記3の工事の完了予定日（変更後 年 月 日）
2 変更の理由	
3 雨水浸透阻害行為の許可番号	第 号
※受付番号	年 月 日
※許可に付した条件	
※許可番号	年 月 日 第 号

備考

- 1 変更に係る事項は、該当する番号に○印を付けること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

第3号様式 (第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可 (年 月 日付 第 号) に関する軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1	変更前	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
		雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
		対策工事の着手予定日	年 月 日
		対策工事の完了予定日	年 月 日
2	変更後	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
		雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
		対策工事の着手予定日	年 月 日
		対策工事の完了予定日	年 月 日

※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 検査年月日	年 月 日	
※ 検査結果	合 否	
※ 検査済証番号	年 月 日	第 号

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

第4号様式（第5条関係）

← 15センチメートル →

雨水貯留浸透施設

施設の名称

検査済証番号

施設の容量又は規模及び構造の概要

奈良県知事の許可を要する行為

施設の管理者及びその連絡先

標識の設置者及びその連絡先

○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。

↑ 8センチメートル ↓

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、拡大できるものとする。

第5号様式（第5条関係）

90センチメートル	
保 全 調 整 池	
名称	
指定番号	
容量及び構造の概要	
奈良県知事への届出を要する行為	
保全調整池の管理者及びその連絡先	
標識の設置者及びその連絡先	
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。	
70センチメートル	

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、「縦8センチメートル、横15センチメートル」まで縮小できるものとする。

第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 6 条関係）

（表）

第 号	身分証明書	
所 属 職 名 氏 名		写真
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第 42 条第 2 項に規定する立入検査をする職員であることを証明する。		
年 月 日発行	奈良県知事	印

（裏）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第 42 条 都道府県知事等は、第 30 条、第 37 条第 1 項、第 38 条第 2 項、第 39 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 85 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一及び二 略

三 第 42 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 略

第 88 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第八十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。